

評価書（個票）

事務・事業名	クリーニング師の試験事務	担当課 (担当課長)	医薬・生活衛生局生活衛生・ 食品安全部生活衛生課 (生活衛生課長 長田浩志)	
根拠法令等	クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 7 条の 2	類 型	試験（資格付与）	
		指定等 の形態	指定	
事務・事業の 概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨 クリーニング業法第 7 条により、衛生法規に関する知識等の科目について都道府県知事がクリーニング師の試験を行うこととされているが、当該試験の全部を都道府県が行うことが困難な場合を想定し、試験事務を行うことができる者を厚生労働大臣が指定することとしたもの。</p> <p>○事務・事業の内容 厚生労働大臣の指定を受けた者が、都道府県知事からの委任により、クリーニング師試験の全部又は一部を実施する。</p>			
事務・事業の 目的	試験事務の全部又は一部を、指定試験機関に行わせることをできるようにすることで、適正な試験の実施を確保しつつ都道府県における試験事務の負担軽減を図る。			
関連する 政策目標	—			
関連する 業績指標	—			
指標の 目標値等	—			
法人の指定等 の状況	これまで指定した実績なし。			
指定・登録等の 基準に対する よくあるお問い 合わせと回答	特になし。			
料金等・積算根 拠	—			
事務・事業の実 績	これまで指定した実績なし。			
国からの補助金 等	—			

<p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき、事務・事業の定期的検証を行っているところである。</p>
<p>事務・事業の必要性等・有効性</p>	<p>クリーニング業法上、クリーニング師試験は、都道府県知事が行うこととされている。全国均一の水準により資格の付与を確保する必要があるが、各都道府県で一定の試験事務が発生するところ、都道府県の人員不足等により、試験事務を適切に行うことができない状況が生じるおそれがある。よって、試験事務を適切に行うことができる法人をあらかじめ指定し、都道府県が当該指定試験機関に委任することができるようにし、適正な試験の実施を確保する必要がある。</p>
<p>事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<p>クリーニング業法では、クリーニング師試験の試験委員の要件等を定めるとともに、あらかじめ試験事務規定を確認することとしているが、指定を受ける法人は、これらの基準を満たすかどうかを客観的かつ厳格に確認した上で指定を受けるとされており、適切な法人選定が行われると考える。</p> <p>また、厚生労働大臣は試験事務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、指定試験機関に対して報告を求めることができることとしており、事務の適正な実施が担保されている。</p> <p>※これまで指定の実績はないが、複数の都道府県から指定試験機関の指定についての要望があり、適正な試験の実施のために、法人を指定して事務を委任できるようにすることに妥当性がある。指定を希望する法人から申請があった際は、指定に向けた検討を進める。</p>
<p>評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>上記の評価を踏まえ、本事務・事業は定期的検証を行いながら継続する。</p>
<p>備考</p>	